

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管介護医療院管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

全国において、新型コロナウイルス感染症感染者の発生数が増加しており、本県においても、複数名の感染者が報告されるなど予断を許さない状況です。

こうした中、**8 月 4 日、「県民の皆様へのお願い」が別紙のとおり発表されましたので、内容にご留意の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。**

各施設等におかれましては、これまで厚生労働省からの通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組を徹底していただいているところですが、**改めて、下記事項にご留意いただき、感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。**

また、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について、厚生労働省から下記 2 のとおり通知がありましたので、内容についてご了知いただくとともに、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 高齢者施設等における留意事項

高齢者施設等においては、特に下記の事項に留意し、感染予防と健康管理に万全を期してください。

- (1) 病院、福祉施設サービスは特に注意（8 月 4 日付け「県民の皆様へのお願い」より）
 - ・ 病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意してください。
また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネジャーも含め、御自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。
- (2) 職員の感染防止対策と健康観察（7 月 14 日付け事務連絡「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応について」より）
 - ・ 職員の方は、マスクの着用、手指消毒の実施など、**基本的な感染防止対策を徹底するとともに、毎朝の体温測定など自らの健康をチェックして、少しでも異常があれば絶対業務に従事しないようお願いいたします。**

さらに、検温に際しては、自宅での検温の申告に留まらず、出勤時において、担当職員の立ち合い等の下、検温を徹底するとともに、発熱等体調に少しでも異常があれば、絶対業務に従事しないようお願いします。また、管理者への適切な報告も併せてよろしくお願ひします。

- ・ 発熱等の症状が出た場合は、嘱託医等に相談・連絡
入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で嘱託医などに相談してください。
一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。

2 厚生労働省からの通知

(1) 介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について（令和2年8月4日付け厚生労働省等事務連絡）（6ページ）

(2) 介護施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について（令和2年8月4日付け厚生労働省事務連絡）（4ページ）

※ 布製マスクの配布希望の申出方法

厚生労働省のホームページにおいて、配布希望を受け付ける専用メールアドレス、電話番号や手続きなどの詳細について公表していますので、ご確認ください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

電話番号：0120-829-178（9時～18時 土日祝日も実施）

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

【和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付申請について（ご案内）】

（介護施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業等）

標記事業に関する **慰労金等の具体的な申請手続き**については、「きのくに介護 de ネット」でご確認ください。

https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/kinkyuhoukatsusienjigyou_001.htm

（事業内容）

- ・ 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業
- ・ 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
- ・ 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への支援事業
- ・ 在宅サービス事業所における環境整備への支援事業

（ホームページ掲載内容）

- ・ 事業の概要
- ・ 申請要領、申請書記載マニュアル
- ・ 実施要綱等
- ・ Q & A 集
- ・ その他

県介護サービス指導室

TEL：073-441-2527（直通）

県民の皆様へのお願い

7月に入ってから首都圏や近隣府県においては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加し憂慮すべき状況となっています。本県でも新規感染者の増加が見られることから、次のことに御留意いただくよう、改めてお願いします。

- ・**首都圏と大阪に出かけて会食**
- ・**遅くまで集団で会食・宿泊**
- ◇ ◇
- ・**症状がある人は通勤通学を控えてクリニック**
- ・**事業所では発熱チェック**
- ◇ ◇
- ・**各事業所で感染拡大予防ガイドライン**
- ・**病院、福祉施設サービスは特に注意**
- ◇ ◇
- ・**濃厚接触者は陰性でもさらに注意**
- ・**クリニック等は疑い症例を積極的に発見**

〈首都圏と大阪に出かけて会食〉

- ・大阪や首都圏などに外出し、会食をして感染したと疑われるケースが多く見受けられます。これらの地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食は慎重をお願いします。

〈遅くまで集団で会食・宿泊〉

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染するケースも見受けられます。そのような行動は控えてください。



〈症状がある人は通勤通学を控えてクリニック〉

- ・発熱など症状があるにもかかわらず出勤し、周りに感染を拡げてしまったケースが見受けられます。通勤や通学前に検温をして、発熱などの症状がある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診してください。

〈事業所では発熱チェック〉

- ・事業所においても従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応をお願いします。



〈各事業所で感染拡大予防ガイドライン〉

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようお願いしています。県内の事業所ではガイドラインを守られている事業所が多い状況ですが、全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター掲示（※1）をお願いします。

〈病院、福祉施設サービスは特に注意〉

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意してください。また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、御自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。



〈濃厚接触者は陰性でもさらに注意〉

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。そのため、濃厚接触者が一回目の PCR 検査で陰性となっても、2 週間の経過観察中に陽性になったケースが見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

〈クリニック等は疑い症例を積極的に発見〉

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止には早期発見が重要であることから、本県ではクリニックで感染者を発見してもらうシステムを構築しています。そのため、医療機関、特にクリニックの皆様には、感染の疑いのある患者の発見に積極的に努めていただきますよう改めてお願いいたします。

〔参考〕

※ 1 感染拡大予防ポスター

本県では、ガイドラインを遵守し、感染拡大防止に取り組む事業者の皆様には、店舗などに掲示いただくことを目的に、感染拡大予防ポスターテンプレートデータを作成しております。

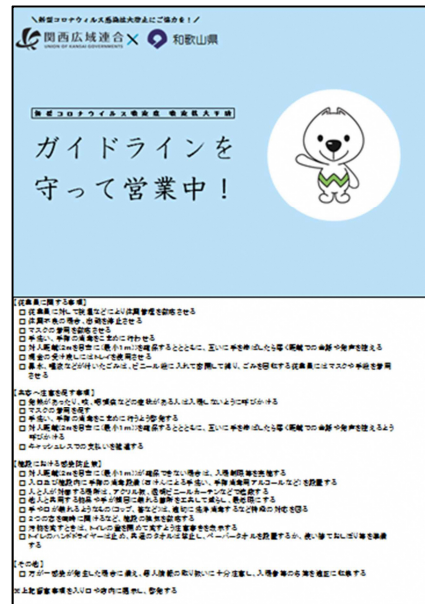
是非ダウンロードしてご活用ください。

〈県ホームページ〉

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/>

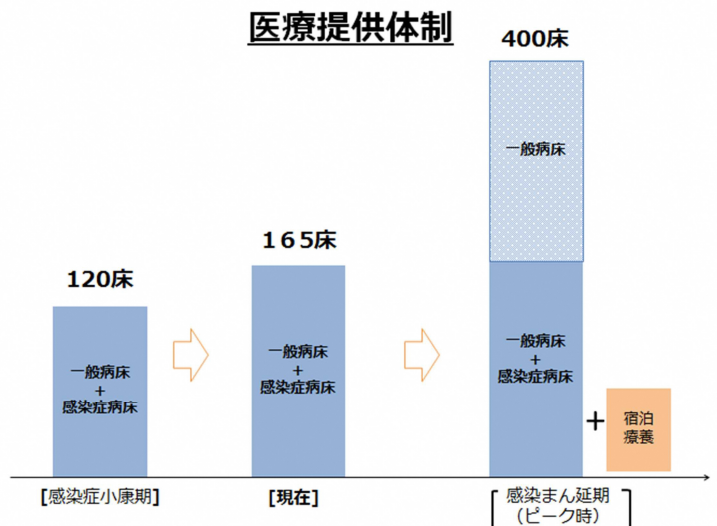
011900/d00204243.html



※ 2 病床の増床について

第 1 波（6 月）までは 120 床でしたが、県内の感染状況に応じて、患者を受け入れる準備を整えた病床を順次増やしており、本日時点では 165 床となっています。

なお、今後の流行状況に応じて、最大 400 床を確保することとしています。



事務連絡
令和2年8月4日

各都道府県衛生主管部（局）
民生主管部（局）
認定こども園主管部（局）
教育委員会
私立学校主管部（局）
各種学校主管部（局）
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管部（局）

御中

厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）
医政局地域医療計画課
医政局看護課
子ども家庭局総務課少子化総合対策室
子ども家庭局保育課
子ども家庭局家庭福祉課
子ども家庭局子育て支援課
社会・援護局保護課
社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局総務課認知症施策推進室
老健局高齢者支援課
老健局振興課
老健局老人保健課
保険局医療課
内閣府子ども・子育て本部参事官付
文部科学省大臣官房国際課
総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局幼児教育課
初等中等教育局健康教育・食育課

介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について

介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなど（以下「介護施設等」という。）への布製マスクの配布については、介護施設等の利用者や職員の方の感染拡大を防止する観点から、3月中旬以降、累計約6,000万枚を国で購入して配布してきたところです。

これまでは、全ての対象施設に一律に配布してきたところですが、下記のとおり、現在のマスクの需給状況等を踏まえ、配布を希望する介護施設等に随時配

布するとともに、今後に備えて、国で備蓄することとしました。

各都道府県におかれましては御承知おきいただくとともに、管内市町村や貴部局所管の関連団体、関連施設等にご周知いただけるようよろしくお願いいたします。

記

1 布製マスクの配布希望の申出及び配布方法

○申出時期：令和2年8月5日（水）（予定）～当分の間

○申出方法・配布の流れ：

（1）厚生労働省のホームページにおいて、配布希望を受け付ける専用メールアドレス及び電話番号や手続などの詳細について公表（8月5日（水）予定）し、その後、申出を受け付けます。

※ 申出の方法等の詳細については、以下の厚生労働省ホームページに今後掲載する予定です。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html）

電話番号：0120-829-178（9～18時：土日祝日も実施）

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

※ 8月4日（火）は申出を受け付けておりませんのでご注意ください。

（2）配布を希望する介護施設等は、

①施設等名、②住所、③電話番号、④利用者と職員の人数、⑤必要配布枚数等の情報について、原則メールにより申出（電話でも申出可能）

※ 必要配布枚数については、④の人数の4倍以内程度の枚数を目途として、5枚単位で各施設等で必要な枚数を記載いただきます。

※ ホームページに提出様式ファイルをアップロードします（8月5日（水）予定）。メールでの申出は、各介護施設等において提出様式ファイルをダウンロードしていただき、必要事項を記載したものをメールに添付して上記アドレスに送付していただく方法により受け付けます。

（3）申出から配布までは概ね3週間程度を要する見込みです。

○配布対象施設：介護施設、障害者施設、児童福祉施設等

（詳細については、（別紙1「配布希望の募集対象となる施設・サービス等の種類」を参照）

○配布枚数・回数：施設等の利用者と職員の方、お1人4枚程度を目安として配布

※ 配布希望の申出は1施設等につき1回限りとします。

※ 配布枚数の算出方法等：

配布する布製マスクは大人用のサイズであり、配布に当たっては、

- ・ 介護施設・事業所等、障害福祉サービス等施設・事業所、保護施設等（生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所は除く。）は、職員と利用者を対象とした枚数、
- ・ 保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分。）、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所は、職員を対象とした枚数

の4倍以内程度の枚数を目途として5枚単位で各施設等で必要な枚数を配布することとしています。

2 介護施設等に対する周知の依頼

○ 介護施設等に対する布製マスクの配布については、希望する施設等が厚生労働省へ申出を行うことにより配布される方式となりましたので、各都道府県におかれましては、対象となる施設等に対して本事業の内容が伝わるよう、関係団体を通じた周知、ホームページでの周知等、地域の実情に応じた周知を行っていただきますよう、お願いいたします。その際には、別紙2「介護施設等に対する布マスクの配布希望の申出に関するリーフレット」をご活用ください。

3 その他

○ 先日発出した「介護施設等に対する布製マスクの配布について」（令和2年7月28日厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）事務連絡）については廃止し、本事務連絡をもって代えることとします。

以上

担当者連絡先 マスク等物資対策班（布マスク担当）

TEL 03(5253)1111 内線8111

03(3595)3439（夜間直通）

MAIL : nuno-mask@mhlw.go.jp

(別紙1)

配布希望の募集対象となる施設・サービス等の種類

介護施設・事業所等（注1）、障害福祉サービス等施設・事業所（注2）、保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等（注3）、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分）、保護施設等（注4）

（注1）訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（健康保険法指定事業所を含む。）、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）

（※）在宅サービス利用者分の配布方法等については、別途お示しいたします。

（注2）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所

（注3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、子どもの生活・学習支援事業の事業所

（注4）救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）、無料低額宿泊所、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所

介護施設等の皆様へ 布マスクの配布に関するお知らせ

布マスクの配布を希望される場合、 申出をお願いします。

1 布マスクの配布について

3月中旬以降、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに対して国から布マスクを配布してきました。

今後は、布マスクの配布を希望する介護施設等に配布することとしますので、希望する場合はこのリーフレットに沿って厚生労働省まで申出を行ってください。

2 配布対象

介護施設、障害者施設、児童福祉施設等の利用者・職員に限ります。詳細は[こちら](#)のP4をご確認ください。

介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

3 配布枚数・回数

利用者と職員の方、お1人4枚程度を目安として必要な枚数を配布します。

※ 1人当たり5枚以上必要な場合には、必要枚数を記入様式にご記入ください。この場合には申出状況により配布枚数を調整させていただくことがあります。

また、配布希望の申出は1施設等につき1回限りとします。

児童福祉施設は職員数分の配布となります。詳細は[こちら](#)のP3をご確認ください。

4 申請先メールアドレス

HPに掲載している様式に必要事項を入力し、以下メールアドレスまで申出を行ってください。

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

（様式・詳細はこちら）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

（お問合せ先）

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）



送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して費用の負担をお願いすることはありません。ご注意ください。

布製マスクの配布希望の申出方法

メールによる申請

1

ホームページへアクセス

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

2

申請様式をダウンロードし、

①施設・事業所の種類、②施設名、③住所、③電話番号、④人数、⑤必要配布枚数など必要事項を記入

3

様式を以下のメールアドレスに送付

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

申出

厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただく場合があります。

申出から3週間程度で配布予定

(お問合せ先)

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

Q & A

Q.いつまで受け付けていますか？

A.当面の間受け付ける予定です。いつまでという期限はありませんが、申出の状況により終了する可能性もありますので、ご希望の場合はお早めに申し込みください。

Q.一つの法人で複数の事業所を運営しています。複数の事業所分まとめて申請することは可能でしょうか。

A.施設やサービスの類型に応じて住所を管理しているため、法人単位での申請はできません。施設・事業所毎に申請を行っていただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年8月4日

都道府県
各 指定都市 衛生主管部（局）、民生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）
老健局総務課認知症施策推進室
老健局高齢者支援課
老健局振興課
老健局老人保健課

介護施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について

介護施設・事業所等や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなど（以下「介護施設等」という。）への布製マスクの配布については、介護施設等の利用者や職員の方の感染拡大を防止する観点から、3月中旬以降、累計約6,000万枚を国で購入して配布してきたところです。

この度、マスクの需給状況等を踏まえ、布製マスクの配布を希望する介護施設等に随時配布するとともに、今後に備え、国で備蓄することとし、配布希望の申し出及び配布方法の概要について、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申し出について」（令和2年8月4日厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）ほか連名事務連絡。以下「配布希望事務連絡」という。）においてお示したところです。

今般、介護施設・事業所等における具体的な配布方法について下記のとおりお示ししますので、各都道府県等におかれましては御了知いただくとともに、管内市町村や貴部局所管の関連団体、関連施設にご周知いただけるようよろしくお願いいたします。

記

1. 布製マスクの配布希望の申出及び配布方法（配布希望事務連絡（再掲））

○ 申出時期：令和2年8月5日（水）（予定）～当分の間

○ 申出方法・配布の流れ：

(1) 厚生労働省のホームページにおいて、布製マスクの配布希望を受け付ける専用メールアドレス及び電話番号や手続などの詳細について公表（8月5日（水）予定）し、その後、申出を受け付けます。

配布を希望する介護施設・事業所等においては、以下の手続きを踏まえ、申出をお願いいたします。なお、従前と異なり、配布の申出がない場合は布製マスクの配布がなされませんのでご注意ください。

※ 申出の方法等の詳細については、以下の厚生労働省ホームページに今後掲載する予定です。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

電話番号：0120-829-178（9～18時：土日祝日も実施）

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

※ 8月4日（火）は申出を受け付けておりませんのでご注意ください。

(2) 配布を希望する介護施設・事業所等は、

①施設等名、②住所、③電話番号、④利用者と職員の人数、⑤必要配布枚数等の情報について、原則メールにより申出（電話でも申出可能）を行います。

※ 必要配布枚数については、④の人数の4倍以内程度の枚数を目途とします（なお、配布は5枚単位であり、必要に応じて切り上げがあります）。

※ ホームページに提出様式ファイルをアップロードします（8月5日（水）予定）。メールでの申出は、各介護施設・事業所等において提出様式ファイルをダウンロードしていただき、必要事項を記載したものをメールに添付して上記アドレスに送付していただく方法により受け付けます。

(3) 申出から配布までは概ね3週間程度を要する見込みです。

※ 配布希望の申出は1施設等につき1回限りとします。

2. 介護施設・事業所等への配布方法

○ 介護施設・事業所等について

対象となる介護施設・事業所等は以下のとおりです。

- ・ 介護保険サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（健康保険法指定事業所を含む。）、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、

福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）

※ 各介護予防サービスを含む

※ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの職員については、地域包括支援センターに配布いたします。

・高齢者向け住まい等：有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

○ 施設・居住系サービス、高齢者向け住まい等への配布方法

施設・居住系サービス、高齢者向け住まい等に対しては、職員分及び利用者分を配布しますので、配布希望の場合は、希望する職員及び利用者的人数と必要配布枚数を様式に記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

配送先については、各施設・事業所に送付いたします。

○ 訪問・通所系サービスの配布方法

訪問・通所系サービスに対しては、職員分については、各事業所へ配布し、利用者分（※）については、居宅介護支援事業所に配布しますので、配布希望の場合は、

・各事業所（居宅介護支援事業所を除く）においては、希望する職員的人数と必要配布枚数

・居宅介護支援事業所においては、希望する居宅介護支援事業所の職員及び利用者的人数と必要配布枚数

を様式に記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

配送先については、各事業所に送付しますので、居宅介護支援事業所においては、当該事業所より各利用者へ配布をお願いいたします。

※ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者分は、各サービス事業所に配布します。

※ 居宅療養管理指導については、当該サービスのみを利用する者分を、サービス事業所に配布しますので、該当する利用者へ配布をお願いいたします。

○ 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。以下同じ。）の配布方法

介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用者分については、地域包括支援センターに配布しますので、配布希望の場合は、地域包括支援センターにおいて、希望する職員及び利用者の人数と必要配布枚数を様式に記入の上、提出いただきますようお願いいたします。受け取った布製マスクは、来所された方にお渡しください。

なお、地域包括支援センターとサービス事業所との調整により、サービス事業者から利用者に配布いただくことも可能です。

※ セルフケアプランの利用者分については、地域包括支援センターにおいて、市町村と連携の上、来所された方にお渡しいただくことを想定しています。

※ 介護予防・日常生活支援総合事業における指定サービスを実施する事業所の職員分については、当該事業所から提出いただきますようお願いいたします。

3. 留意点

- 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のうち、一部について特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護を含む。以下同じ。）の指定を受けている場合は、特定施設入居者生活介護分とそれ以外の分として、それぞれマスクが配送されます。